

## テーマ型まちづくり

### テーマ型まちづくり活動とは

狛江市のまちづくりに関する、緑の保全、歩行環境、景観形成その他特定の分野についての調査、研究及び実践等の活動のことをいいます。

市民等は、グループ（テーマ型まちづくり協議会）でテーマ型まちづくり活動を行うことができます。

（条例第23条第1項）

市では、まちづくり委員会の審査を経て、テーマ型まちづくり協議会の活動を支援します。

（条例第23条第2項，施行規則第13条・第14条，支援に関する要綱）

テーマ型まちづくり協議会への支援は、年度毎に行われます。  
支援は、公開で活動目的、計画等を審査して決定します。  
（コンペ＝設計競技方式による審査）

テーマ型まちづくり協議会やその他市民等は、テーマ型まちづくり活動の成果を市長へ提案することができます。

（条例第24条第1項，施行規則第15条第1項）



市では、提案内容とそれに対する市の見解を公表するとともに、市の施策に反映するよう努めます。

（条例第24条第2項・第3項，施行規則第15条第2項）